意見提出者	個人
1. 項目	要件緩和
2. 既存の制	事例)電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特
度・規制等	例に関する法律施行規則第3条第5項第2号ロ ((電子署名))
によってI	状況) 法的要件が運用にミスマッチの為、電子化の阻害要因になっており、
CT利活用	国税関連書類の電子化が促進されない。結果末端の会計、税務の仕組みの
が阻害され	みは効率化が図れないことで分断される結果となり、全体の効率化につな
ている事	がらず、企業競争力の低下の一因となっていると考えられる。
例・状況	
3. ICT利	電子署名には有効期限(最長5年)が定められており、この有効期限は、
活用を阻害	そもそも国税関係帳簿書類の法的保存年数(最短7年)を下回るものであ
する制度・	る。これが法的要件に課せられていることで、利用者は、法的要件を満た
規制等の根	すために、電子署名の有効性の延長措置を取る必要があり、運用上もコス
拠	ト面からも負担が強いられ、電子化が遅々として進まず、ICT 利活用の阻
	害要因となっている。上記事例で求められる電子署名の意義は、スキャン
	文書が紙と同様に正しくスキャニングされたことを承認する意味と捉えら
	れるが、そもそもの電子署名の意義の本質は、あくまでもその時点での本
	人確認であり、スキャニング行為の正当性を証明する行為として用いられ
	ることは電子署名法でも想定の範囲外である。
4. ICT利	スキャニング行為の正当性の証明は電子帳簿との相互関連性の保持等を含
活用を阻害	む運用すべてで立証されるものであり、そこにスキャニング監督者の電子
する制度・	署名が必ずしも施されている必要性は少ない。また、電子署名がもつもう
規制等の見	ひとつの効用であるスキャニング後の非改ざん性の担保は、別の法的要件
直しの方向	であるタイムスタンプが同様の効果を持つため、ここでも電子署名が必ず
性について	しも必要ではないと言える。電子署名は要件からはずすか任意項目とする
の提案	等の要件緩和を実施願いたい。